

特定者間完結型カーボン・オフセットの主な論点

2009年3月に策定された「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準（Ver.1.0）」（以下「認証基準」）においては、市場流通型のカーボン・オフセットについて図1のとおり（1）排出量、（2）削減努力、（3）クレジットの調達、（4）排出量の埋め合わせ、（5）情報提供を確認することとしている。

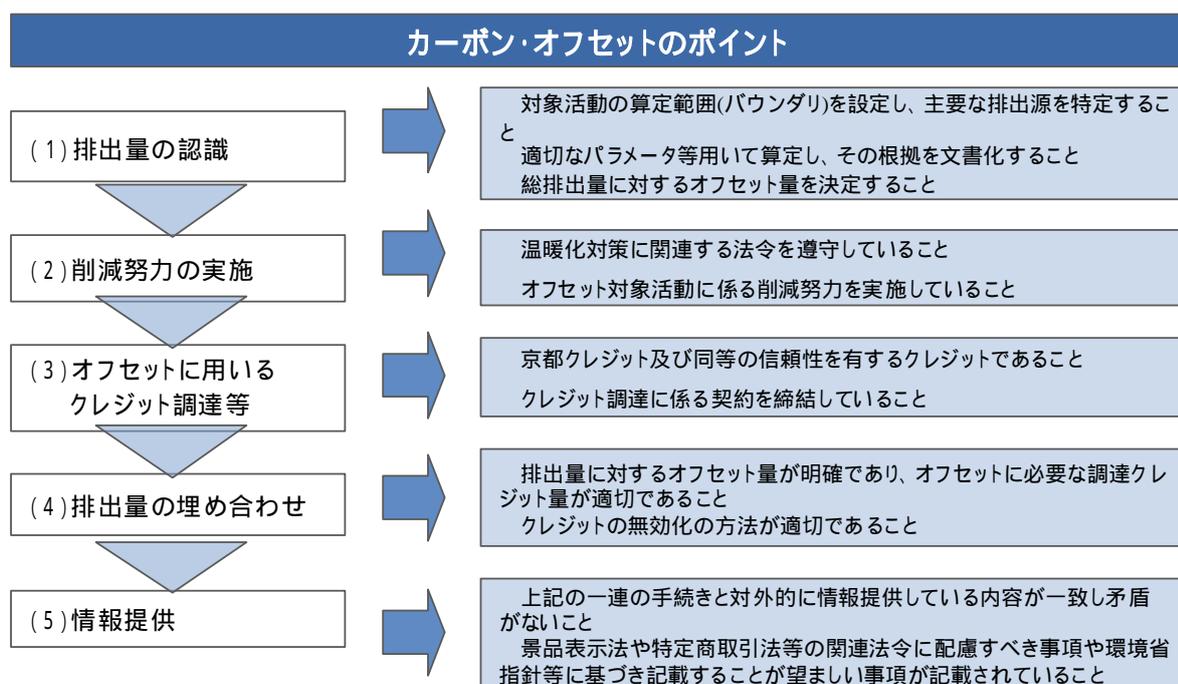


図 1 「認証基準」における確認のポイント

ここでは、資料2に示した特定者間完結型の現状を認証基準と照らし合わせ、特定者間完結型カーボン・オフセットの課題を1.クレジットの品質（カーボン・オフセットに用いるクレジット調達）および2.カーボン・オフセットの各プロセス（排出量の認識、削減努力、排出量の埋め合わせ、情報提供）について次の通り整理する。

1. クレジットの品質

(1) 排出削減・吸収量（証書）の品質確保について

2008年2月に環境省がとりまとめた「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」（以下、「オフセット指針」）では、特定者間完結型のカーボン・オフセットにおける排出削減・吸収活動について「市民、NPO/NGO、会議・イベントの主催者等が実施する排出削減・吸収活動に伴う排出削減・吸収量について地域の有識者等第三者が確認する手法について、公的機関が具体的な事例を示す必要がある」と規定している。

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」p.14～15

（特定者間完結型のカーボン・オフセットに係る第三者による確認）

特定者間完結型のカーボン・オフセットに係る排出削減・吸収量の確認は、具体的な取組の状況に応じて柔軟に行うことができるものである。しかし、カーボン・オフセットの信頼性を構築することがカーボン・オフセットの取組が広まっていくためには欠くことのできない重要な要素であることを踏まえ、市民、NPO/NGO、会議・イベントの主催者等が実施する**排出削減・吸収活動に伴う排出削減・吸収量について地域の有識者等第三者が確認する手法について、公的機関が具体的な事例を示す必要がある。**

図 2 「オフセット指針」における特定者間完結型のあり方

資料 2、2(2) に示したとおり、排出削減・吸収量を第三者機関が認証する手法は、地方自治体による CO2 吸収証書（参考資料 1、北海道シーニックバイウェイ支援センターの事例）のように、委員会を開催し定期的に管理状況を確認する場合が大半である。

CO2 吸収証書等の排出削減・吸収量の算定については、地域ごとに算定方法や発行期間が異なるケースがある。

【論点】

- ・ 特定者間完結型オフセットの取組においては様々な排出削減・吸収活動の証書を発行（排出削減・吸収量の効果を算定）しているが、森林管理活動などオフセット・クレジット（J-VER）制度において、その適格性基準・方法論が確立されているものがある。
 - 適格性基準（追加性や他の政策との整合性等）は J-VER 制度に準じるべきか？
 - 方法論（削減・吸収量の算定やモニタリング方法）は J-VER 制度に準じるべきか？
 - オフセット・クレジット（J-VER）制度で策定されていない排出削減・吸収プロジェクトの取組の扱いはどのようにすべきか？
 - ◇ 少なくとも定量的な評価が可能かどうか、評価方法が妥当かどうかは地域の有識者等第三者が確認すべきではないか？
- ・ 現在、オフセット・クレジット（J-VER）制度においては、ISO に準拠した排出削減・吸収量の認証プロセスとなっており、第三者検証の実施が義務づけられている。一方、特定者間完結型オフセットの取組（主として転売不可となっている証書の発行）の場合、地域の有識者等第三者による委員会を設置しているが、証書発行までのプロセスは必ずしも ISO に準拠していない。
 - 出資者との契約に基づく活動であるので、ISO に準拠していなくても特に問題ないのではないか？
 - 商品・サービス型や会議・イベント型のオフセットに証書の環境価値を利用することが想定される場合には、証書の環境価値のダブルカウント防止のための措置が必要ではないか？
 - もし、排出削減・吸収活動が完了する前に証書を発行するケースがあるとすれば是正を求めるべきではないか？

オフセット・クレジット(J-VER:Japan Verified Emission Reduction)制度について

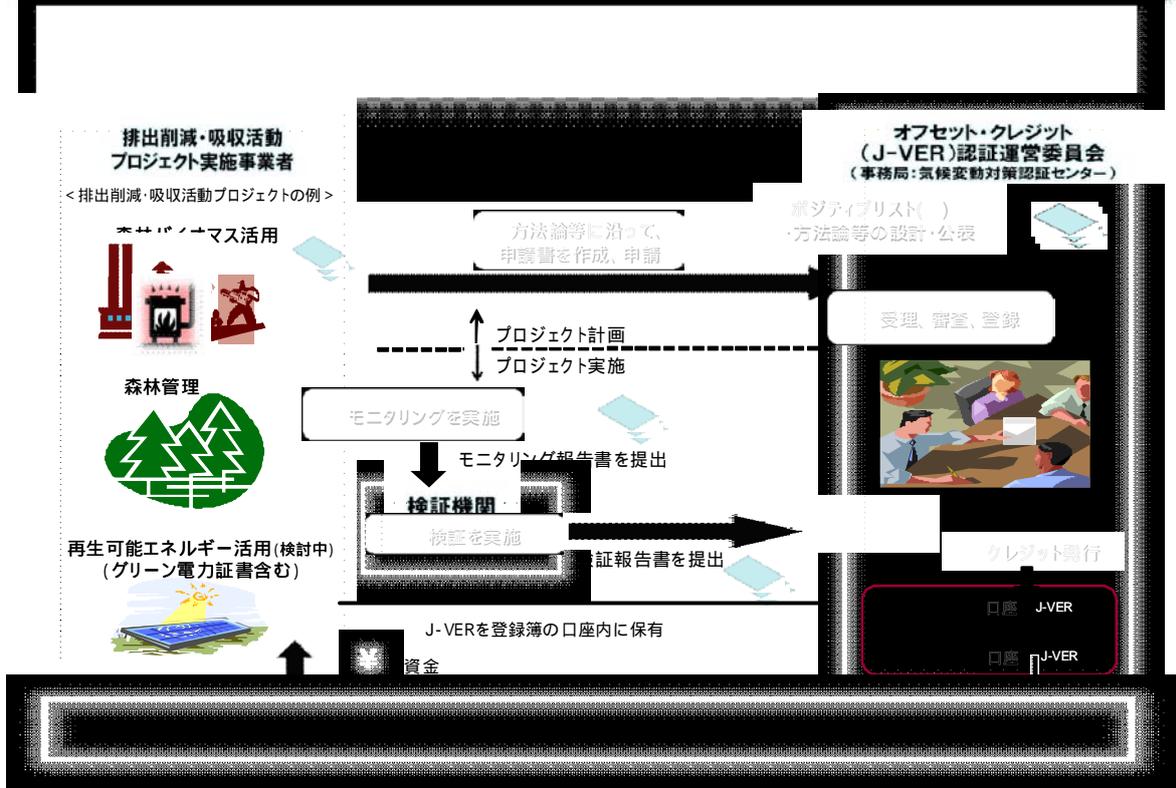


図 3 オフセット・クレジット (J-VER) 制度の概要

2. カーボン・オフセットの各プロセス

(1) 排出量の認識

参考資料 1・表 3、表 5 に示したとおり、特定者間完結型カーボン・オフセットのうち、商品・サービス型や会議・イベント型の取組の多くは、そもそも誰のどのような活動から排出される排出量なのかが明確ではないため、オフセットの対象となる排出量を明示しているものは少なく、オフセット金額（寄付金または購入者の価格負担）について明示されているに過ぎない。

このため、購入者がオフセットの対象となる排出量の認識がないまま、オフセット費用を支払っている可能性がある。

一方で、資金提供者または購入者は、温室効果ガスを削減する活動を資金的に支援することを主目的としている場合、その資金提供者または購入者がオフセットの対象となる活動とその排出量を認識していなくてもよいのではないかとの考え方もある。

ちなみに、「認証基準」および2008年10月に環境省がとりまとめた「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン(Ver.1.0)」においては、オフセット対象活動の排出量については次の事項を確認することとしている。

- ✓ 算定範囲（バウンダリ）
- ✓ 排出量の算定方法（算定レベル、算定式、算定方法、排出係数と活動量の信頼性等）
- ✓ オフセット量の設定

【論点】

- ・ 特定者間完結型の取引において、オフセット対象活動の排出量の明示がなくとも、寄付金額及び金額に相当する排出削減・吸収量が特定されていればよいか。是正すべき点があるとすれば、算定方法ガイドライン等の適用により、是正は可能か。

(2) 削減努力の実施

「認証基準」においては、カーボン・オフセット商品・サービスを販売したり、会議・イベントの主催者は、消費者・参加者に削減努力を呼びかけるだけでなく、申請者自身も削減努力の取り組みを行うことを認証要件の一つとして位置付けている。

「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準（Ver.1.0）」 p.13
削減努力の認証基準として検討する指標の例（商品・サービスの場合）

| 削減努力を評価する観点 | 削減努力の認証基準として検討する指標 |
|--------------------------------------|---|
| 申請者自身の排出量の削減取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>既存の法的枠組での取組状況（法令遵守の確認）</u> ・ ISO14001の取得等EMSの確立や削減計画の有無等 ・ 削減取組の自己宣言の有無とその内容 ・ カーボン・オフセットの取組の種類別の削減取組（チェックリストによる評価） ・ ベンチマーク指標 |
| 商品・サービスに係る排出量の削減取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>製品の使用時の環境性能</u> ・ 削減取組の実施状況 ・ 自らの責任範囲（運営する工場、荷主となる物流等）内での環境負荷の水準 ・ カーボン・フットプリントの数値 |
| 商品・サービスを利用する消費者に対する排出量の削減努力の促進に関する取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>消費者の削減努力の促進のための情報提供（自動車であればエコドライブの奨励等）</u> ・ 削減努力を促進する措置（自動車であれば燃費計の搭載等） |

図 4 「認証基準」における削減努力の評価

特定者間完結型の取組においては、(1) 排出量の認識で述べたとおり、オフセット対象活動の排出量を明示する事例は少なく、この対象活動における削減努力について更に取り組みを促す例は少ない。

特に、排出削減・吸収活動への参加を促すタイプ(参加型)の取組の場合、例えば、参加するイベント開催に使用するエネルギーの省エネ活動や、イベントから排出される廃棄物のリサイクル等、一般的には削減努力と見なされる活動(いわゆるベースライン)をオフセットの埋め合わせ活動として表示する例(参考資料 1.表 4)も散見され、カーボン・オフセットとみなせるか疑問が残るケースもある。

【論点】

- ・ 特定者間完結型の取組における削減努力の実施について、是正すべきか。是正すべき点があるとするれば、認証基準や情報提供ガイドラインの適用により、一定の周知が可能か。

(3) 排出量の埋め合わせのプロセス

「認証基準」においては、オフセットに用いるクレジットの種類及び契約を次の通り規定している。

「カーボン・オフセットの取組に対する第三者認証機関による認証基準 (Ver.1.0)」 p.17

排出量の埋め合わせ

排出量とオフセット量の対応関係が適切であること。

(排出量の認識にて算定した排出量(実績を踏まえて確定した値)とオフセット量が対応していること。)

オフセット量と調達したクレジットとの対応付けが適切であること。

クレジットの無効化の方法が適切であること。

図 5 「認証基準」におけるクレジットの種類及び契約

特定者間完結型の取組においては、(1) 排出量の認識で述べたとおり、オフセットの対象活動による排出量を明示しないケースが多く、何らかの明示があったとしても寄付金額やオフセット価格の負担額のみを表示しているに過ぎない。このため、認証基準が規定するオフセット量とクレジット量の対応付けを確認できない場合が大半となる。

一方で、排出削減・吸収活動への参加を促すタイプ(参加型)など、温室効果ガスを削減する活動に参加することが主目的である場合、必ずしも排出量とオフセット量が対応していなくても問題はないという考え方もできる。

【論点】

- ・ 特定者間完結型の取組における排出量の埋め合わせのプロセスについて、是正すべきか。是正すべき点があるとするれば、認証基準や情報提供ガイドラインの適用により、オフセット量と埋め合わせる排出削減・吸収量を対応させることは可能か。

(4) 情報提供

「認証基準」においては、商品・サービスの販売等に関連する法令に配慮して記載すべき事項を「情報提供ガイドライン」に添って記載することとしている。

「情報提供ガイドライン」においては、表 1 に示す事項を明示し、カーボン・オフセットの取り組みの信頼性を構築することとしている。情報提供ガイドラインは、カーボン・オフセットの取組が急速に拡大する中、関連法令に配慮した消費者等への適切な情報提供をすべき事項をまとめたものである。

市場流通型のクレジットを扱わない場合においても、特定者間完結型のうち、商品・サービス型については、関連法令に準拠した適切な情報提供が行われているか確認する必要がある。

【論点】

- ・ 特定者間完結型の取組における情報提供について、情報提供ガイドラインの適用により不十分な表示が改善されるか。

表 1 情報提供事項一覧（商品・サービス利用オフセットの場合）

| | 情報提供事項 | 詳細 |
|-----|-------------------|--|
| (1) | カーボン・オフセットに関する説明 | カーボン・オフセットの仕組みの説明(定義、削減努力がまず重要である旨) |
| | | 地球温暖化対策の喫緊性の説明 |
| | | カーボン・オフセット商品・サービス提供主体の削減努力 |
| | | 消費者の削減努力の促進に関する情報 |
| (2) | オフセットの対象 (範囲) | 対象とする活動(乗り物による移動、日常生活での電力使用、製品の製造に係る排出量、ビルでの電力使用、廃棄物処理など) |
| | | 対象とする期間(日数、時間など)、対象とする人数(住居全体・一人当たり排出量など)、対象とする距離 |
| | 算定量・算定方法 | 対象とする活動に伴う排出量とオフセット量(グラム、トン数) 算定方法(根拠とした算定ガイドライン又は算定式等) |
| (3) | クレジットタイプの説明 | クレジットの種類(京都クレジット、JVETS クレジット、国内 VER、海外 VER) 認証プログラム名(京都クレジット以外) |
| | クレジットの調達期限・通知方法 | クレジットの調達状況・無効化方法 クレジット調達期限・通知方法・頻度 |
| | プロジェクト情報 | プロジェクト名 |
| | | プロジェクト実施国・実施地域 |
| | | プロジェクトタイプ(風力発電、埋立地ガス回収など) |
| | | プロジェクト概要 |
| | | プロジェクト期間 |
| | プロジェクトの排出削減・吸収量 | |
| (4) | 販売価格・その他支払いに関する事項 | 商品・サービス当たりの販売価格 |
| | | 消費者の価格負担(料金への上乗せ)の有無 |
| | | その他支払いに関する事項(申し込みの有効期限、不良品のキャンセル対応、販売数量、引渡し時期、送料、支払い方法、返品期限、返品送料) |
| | 販売事業者情報 | 販売事業者名 運営統括責任者名 連絡先(所在地、電話番号、e-mail) ウェブサイトリンク先 |

出典：情報提供ガイドライン